

2023年（令和5年）第11回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）11月16日（木）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）11月16日（木）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）11月30日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について
 - 議案第9号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
 - 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典 13番 山本 明
 - 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員
 - 9番 石井 洋子 以上1名
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員等

事務局 長	林 茂晃	事務局 次長	杉原 信広
沼隈出張所 長	野田 真之	事 務 局	藤岡 貴世
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	松原 美和
以上 8 名			

11 議事内容

午前 10時00分

事務局 次長	<p>本日事務局長は所用につき、遅れて出席いたします。定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまから、2023年（令和5年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会長	— 開会挨拶 —
議長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p>
議長	<p>委員総数15名のうち，出席委員14名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行いません。</p> <p>議席番号 5番 寶諸 孝也（ほうしょ たかや）委員と 議席番号 11番 下江 京子（しもえ きょうこ）委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2023年（令和5年）第11回総会議案書追加・訂正事項について説明します。</p> <p>まず，追加議案第9号として，「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に議案書の次第，4議事の項に「(追加) 議案第9号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加。</p> <p>議案書（別冊）19ページ19番の面積欄1，083平方メートルを1，0</p>

事務局 (つづき)	<p>82. 60平方メートルに訂正, 21ページ48番取下げ, 28ページ104番の地番953-1の利用目的欄について田水稻を畑野菜に訂正, 28ページ107番の面積欄295平方メートルの内156と261平方メートルの内249を295と261にそれぞれ訂正, 終期欄令和15年12月30日を令和8年12月30日に訂正, 29ページの合計欄について, 田96, 496. 35平方メートル, 畑58筆41, 913. 90平方メートル, 計187筆139, 796. 25平方メートルを田96, 646. 95平方メートル, 畑57筆41, 513. 90平方メートル, 計186筆139, 546. 85平方メートルにそれぞれ訂正となっています。追加・訂正事項については, 以上です。</p>
議長	<p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>東部地区の審議内容について, 報告します。</p>
1番 佐藤	<p>東部地区では, 11月24日の午前8時35分からの現地調査に続き, 午前11時5分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中 6名の出席により, 議案第1号8件, 議案第2号1件, 議案第3号1件, 議案第4号2件, 議案第5号1件, 議案第6号2件, 合計15件について審議しました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から8番について報告します。</p> <p>まず, 1番から5番は関連案件です。</p> <p>先月に開催された第10回総会の議案第5号で承認された事業計画の変更に伴うものです。</p> <p>1番から5番の受人が, 伊勢丘の法人から, 事業計画の変更によって残地となった農地の贈与を受け, それぞれ新規就農するものです。</p> <p>6番は, 御幸町の受人が, 同町の渡人から申請地を譲り受け, 経営規模を拡大するものです。</p>

委員	7番と8番は関連案件です。
1番 佐藤 (つづき)	申請地の持分を互いに贈与し、7番は多治米町の受人の単独所有に、そして、8番は沖野上町の受人の単独所有にするものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、11月27日の12時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中10名全員の出席により、議案第1号9件、議案第3号4件、議案第4号3件、議案第6号55件、議案第7号1件、議案第8号4件、合計76件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から17番について報告します。 9番は、山手町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 10番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から生前贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 11番は、瀬戸町の受人が、大阪府堺市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 12番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 13番は、水呑町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 14番は、水呑町の受人が、同町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 15番は、山手町の受人が、水呑町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 16番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農す

委員	るものです。
4番 野田	17番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。
(つづき)	いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員	松永地区の審議内容について報告をします。
7番 岡本	松永地区では、11月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号12件、議案第3号2件、議案第4号2件、議案第6号16件、議案第7号2件、合計34件について審議いたしました。
	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の18番から29番について報告します。
	18番は、尾道市高須町の受人が、本郷町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、レンコンを栽培する計画です。
	19番は、神村町の受人が、春日町五丁目の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、水稻や野菜を栽培する計画です。
	20番は、尾道市瀬戸田町の受人が、春日町五丁目の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。
	21番は、本郷町の受人が、同町の渡人から、自宅に隣接する申請地を譲受けて新規就農し、果樹を栽培する計画です。
	22番は、本郷町の受人が、同町の渡人2人から譲受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。
	23番は、本郷町の受人が、同町の渡人から使用貸借していた土地の所有権を取得し、引き続き野菜を栽培する計画です。
	24番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて新規就農し、水稻を栽培する計画です。
	25番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、果

<p>委員 7番 岡本 (つづき)</p>	<p>樹を栽培する計画です。</p> <p>26番は、柳津町二丁目の受人が、金江町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>27番は、神村町の受人が、松永町四丁目の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>28番と29番は関連案件です。松浜町四丁目の申請人と、金江町の申請人が、お互いの土地の所有権を交換するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、農機具も確保されており、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、11月27日の午前10時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号12件、議案第3号1件、議案第4号4件、議案第6号35件、追加議案第9号1件の合計53件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ30番から9ページ41番について報告します。</p> <p>30番は、芦田町の受人が駅家町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>31番は、芦田町の受人が令和8年4月30日迄、渡人から申請地を利用権により、借り受けていますが、この度、所有権を取得し、引き続き水稻を栽培するものです。</p> <p>32番は、芦田町の受人が横浜市青葉区の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>33番は、神辺町の受人が申請地の隣地で会社を経営しております。兼業に適しているため、山野町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>34番は、神辺町の受人が御幸町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>35番は、山野町の受人が京都市山科区の渡人から申請地を譲り受け、藍の栽培面積を拡大するものです。</p> <p>36番と37番は、駅家町に住む受人が水稲を栽培し、経営規模を拡大するもので、36番で府中市本山町に住む妹から、また、37番で大阪府枚方市に住む姉から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>38番は、新涯町一丁目の受人が神辺町の渡人から申請地を譲り受け、果樹を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>39番は、多治米町の受人が神辺町の叔母から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>40番は、御幸町の受人が駅家町の兄から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>41番は、新市町の受人が府中市広谷町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、11月27日、午前9時から現地調査を行い、午前10時50分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第6号7件、議案第7号3件の合計18件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ42番から44番について報告します。</p> <p>42番は、申請地の下竹田の畑1筆1、293㎡について、下竹田の渡人から、上竹田の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>43番は、申請地の上御領の畑1筆660㎡について、大阪府堺市の渡人か</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>ら、上御領の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>44番は、申請地の平野の田1筆1,726㎡について、平野の渡人から、上御領の受人が10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定</p>

<p>議 長 (つづき)</p>	<p>について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番について報告します。 大門町の法人が、申請地に進入路を整備するものです。 本件は、既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。 場所は、JR 大門駅の北、約 5 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 3 番 山本</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」1 0 ページ 2 番について報告します。 2 番は、上御領の申請人が所有する上御領の田 1 筆 1 9 2 m²について、現在居住している母屋の離れとして住宅を建築するものです。場所は、御野小学校から、北東へ約 1,7 0 0 メートルのところですか。 現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、</p>

事務局 (つづき)	周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。 大門町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、JR大門駅の北、約500メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の2番から5番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、瀬戸小学校西南、約200メートルです。</p> <p>3番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天駐車場を整備するものです。場所は、沼隈図書館の東、約300メートルです。</p> <p>4番は水呑町の受人が、東手城町の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張をするものです。場所は、エフピコアリーナふくやまの西南、約1,100メートルです。</p> <p>5番は藤江町の受人が、三重県四日市市の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、内海支所から南へ約50メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、6番と7番について報告します。</p> <p>6番は、府中市本山町の法人が、東京都大田区の渡人から譲受けて、露天駐車場を設置するものです。場所は、本郷小学校から、北へ約35メートルのところです。</p> <p>7番は、東村町の受人が、同町の渡人から譲受け、農家住宅を建築するものです。場所は、長草田池から南へ約390メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の12ページ8番について報告します。</p>

安原	<p>8番は孫である受人が使用貸借権で申請地を借り受け、戸建て住宅を建築する計画です。</p> <p>なお、現地は既に工事に着手しているため、顛末書の提出を受けています。場所は北部支所の南西700メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」13ページ9番から11番について報告します。</p> <p>9番は、千田町の受人が、申請地である箱田の田1筆329㎡を受人の親である箱田の渡人から使用貸借権の設定をして借り受けて、分家住宅を建築するものです。場所は、道上小学校から、東へ約1,000メートルのところですか。</p> <p>10番は、東京都港区の発電事業を営む法人が、湯野の畑7筆計4,324㎡を湯野の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル928枚を設置して売電をするものです。場所は神辺中学校から、西へ約20メートルのところですか。</p> <p>11番は、南手城町の発電事業を営む法人が、上御領の田1筆計1,309㎡を東京都練馬区の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル180枚を設置して売電をするものです。場所は御野小学校から、北東へ約2,100メートルのところですか。</p> <p>なお、9番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長 議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「10番」については、転用面積が3千平方メートルを超えるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、「10番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 多数挙手 —</p>
議長	<p>挙手多数により、議案第3号の「10番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>つぎに、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、神辺町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木</p>

佐藤	<p>等が繁茂し山林となっております。</p> <p>2番は、春日町の申請人が、昭和63年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>1番と2番は、隣接地であり、場所は、春日小学校の北、約1.8キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第4号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。</p>
4番	<p>3番は、千葉市中央区の申請人が、昭和63年以前から耕作放棄し雑木が繁</p>
野田	<p>茂し山林となっております。</p> <p>場所は、旧千年小学校から東、約800メートルです。</p> <p>4番は、沼隈町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄し雑木が繁茂し山林または原野となっております。</p> <p>場所は、山南交流館から南東、約1,800メートルです。</p> <p>5番は、三重県四日市市の申請人が、昭和42年から住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、内海支所から南、約50メートルです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第4号「非農地証明について」の6番と7番について報告します。</p>
7番	<p>6番は、春日町五丁目の申請人が、2589番1については、昭和22年頃</p>
岡本	<p>から宅地及び進入路として利用していたもので、2590番7については、昭</p>

<p>委員 7番 岡本 (つづき)</p>	<p>和63年頃から車庫として利用していたものです。場所は、浜池から東へ約120メートルから約170メートルのところです。</p> <p>7番は、柳津町二丁目の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。場所は、神村町分は、フジサコ池から西へ約60メートルのところ、柳津町分は、カノコ池から北へ約95メートルのところです。</p> <p>なお、7番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の15ページ8番から11番について報告します。</p> <p>8番の山野町大字山野字押谷3111番の申請地は昭和60年頃から、また同所同字4201番1の申請地は平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。</p> <p>場所は旧山野小学校の南西1キロメートルの所です。</p> <p>9番の8筆は、昭和57年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林や原野になっているものです。</p> <p>場所は旧服部小学校の東1.3キロメートルから北東1.5キロメートルの所です。</p> <p>10番の4筆は、昭和50年4月頃、住宅を建築し、住宅敷地として現在に至っているものです。</p> <p>場所は北部支所の西700メートルの所です。</p> <p>11番の2筆は、同所同字242番の宅地を含め、筆界未定地となっております。昭和40年頃から、住宅敷地として利用され、現在に至っているものです。</p> <p>場所は駅家中学校の西1キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>なお、8番と9番の加茂町字百谷146，駅家町大字服部永谷1406番1・1567番2，及び11番の駅家町大字中島3068番2の申請地は，農振農用地区域内の農地のため，関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」15ページ12番について報告します。 12番は，下竹田の申請人が，申請地である下竹田の畑1筆1，416㎡について，平成25年ごろから耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となったものです。場所は竹尋小学校から南へ約1，300メートルのところ す。 現地調査を行いました。農地性はなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。 なお，12番の申請地は，農振農用地区域内の農地のため，関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので，採決します。 議案第4号について，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により，議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>

議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番について報告します。</p> <p>新涯町の相続人である子が、同町の申請地の田 1筆 849㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>つぎに、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番と2番につい</p>

佐藤	<p>て報告します。</p> <p>合計で、2件、3筆、面積 4,598平方メートルです。</p> <p>地目別では、3筆すべて 田 です。</p> <p>新規・更新の別では、3筆すべて 新規 です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、どちらも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の3番から58番について報告します。</p> <p>合計で、55件、92筆、面積 65,518.5㎡です。</p> <p>地目別では、田 47筆、30,041.6㎡、 畑 44筆 35,382.9㎡ 原野 1筆 94㎡です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分が15件、22筆、20,769㎡と 更新分が40件、70筆、44,749.5㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 野田	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の59番から74番について報告します。</p> <p>合計で、16件、27筆、面積 16,674㎡です。</p> <p>地目別では、田、 23筆、16,138㎡、畑、 4筆、536㎡、です。新規・更新の別では、新規分が5件、11筆、3,682㎡と、更新分が11件、16筆、12,992㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 7番 岡本	<p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の25ページ75番から29ページ109番について報告します。</p> <p>全体で、35件、55筆、合計44,739㎡です。田が46筆、38,317平方メートル、畑が8筆、5,130平方メートル、原野が1筆、1,292平方メートルです。</p> <p>新規分が、37筆、30,256平方メートル、更新分が、18筆、14,483平方メートルとなっております。</p> <p>作物別では、水稻の作付けが33筆、31,133平方メートルです。</p> <p>クワイの作付けが2筆、1,258平方メートルです。</p> <p>野菜や果樹の作付けは、20筆、12,348平方メートルです。</p> <p>なお、今回の新規就農者は、法人が1社で個人が1名です。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」29ページ110番から116番について報告します。</p> <p>合計で、7件、9筆、面積 8,017.75㎡です。</p> <p>登記地目別は、田：8筆 面積7,552.75㎡、畑：1筆 面積465㎡です。</p> <p>利用権別は、賃借が3件4筆、使用貸借が4件5筆で、利用目的別では、8筆が田で水稻、1筆が畑で野菜です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分2件2,010㎡、更新分5件6,007.75㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第6号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の17ページから29ページにかけて計115件を上程しています。</p> <p>この内、「新規就農促進措置」による貸借は1件でした。</p> <p>本計画案は、9月30日を締切りとして、186筆 139,546.85平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、寶諸（ほうしょ）委員，安原（やすはら）委員，須藤（すどう）委員，谷本（たにもと）委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>（寶諸委員，安原委員，須藤委員，谷本委員が退席）</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。
議長	採決が終わりましたので、寶諸（ほうしょ）委員，安原（やすはら）委員，須藤（すどう）委員，谷本（たにもと）委員は入室・ご着席ください。
	（寶諸委員，安原委員，須藤委員，谷本委員が着席）
議長	つぎに、議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）」を上程します。
	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理事業，一括方式）」の，1番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が，計画対象農地に利用権を設定して借り受けて，借受人に転貸するものです。</p> <p>1件，1筆，面積 3,409㎡です。</p> <p>地目別では，畑が，1筆，3,409㎡です。</p> <p>1番は，高西町の受人が，賃貸借権により，沼隈町の畑1筆 3,409㎡を借り受けて，畑をする計画です。</p> <p>当該農地，借受人に問題はなく，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員 7番	議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理事業，一括方

岡本	<p>式)」の、2番と3番について報告します。貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で、2件、4筆、面積 1,447㎡です。</p> <p>地目別では、田が、2筆、884㎡、畑が、2筆、563㎡です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」の30ページ4番から6番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>件数3件、登記地目は全て田で4筆、面積は4,094㎡です。</p> <p>4番は、新涯町の法人が、賃貸借で西中条の対象農地1筆2,816㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>5番と6番は、上御領の法人が、賃貸借で八尋の対象農地3筆1,278㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第7号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定し、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で6件、9筆、8,950平方メートルの申し出がありました。</p>

議 長	<p>これより質疑に入りますが、山本（やまもと）委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>（山本委員が退席）</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。
議 長	<p>採決が終わりましたので、山本（やまもと）委員は入室・ご着席ください。</p> <p>（山本委員が着席）</p>
議 長	<p>つぎに、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番	議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対す

野田	<p>る意見決定について」の31ページ1番から4番について報告します。</p> <p>現在、農地中間管理機構が、1番から4番の申請地に農地中間管理権を設定して東広島市の農業協同組合連合会へ貸し付けています。この度、赤坂町、花園町、沼隈町及び多治米町の受人が使用貸借権の移転を受け、引き続き畑耕作する計画です。期間は令和5年12月15日から令和6年12月31日です。当該農地、権利の移転を受ける者に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として認可できるものと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等や賃借権の設定等を行おうとするときに定められるものです。議案第8号は、農地中間管理機構が転貸していた4件の借受人の移転に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、福山市から農用地利用集積等促進計画に対する意見を求められたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第8号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第8号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。</p>

議 長	<p>次に、追加議案第9号「農地の転用事実に係る照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、追加議案第9号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」の追加事項の1番について報告します。</p> <p>1番の5筆は、令和5年11月20日付けで広島法務局福山支局から当該土地の地目認定のため、現況照会があったものです。</p> <p>現地調査をしたところ、駅家町大字法成寺365番5及び369番4は住宅への進入路として利用され、同所同字365番8と369番1及び369番8は露天資材置場として利用されておりました。いずれも、農地性はなく、農地への復元も困難であるため、非農地と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第9号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>

<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の32ページから37ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、27件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、38ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、39ページから44ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条9件、5条46件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、45ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が中継施設等を設置するために必要な敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、46ページから51ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が35件ありました。</p> <p>次に、52ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山市局から2件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、53ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	
<p>委員</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>— 質問等なし —</p> <p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。</p>

事務局長

なお、来月の総会は12月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。遅れて参加し申し訳ありません。

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前10時40分閉会